

関東福祉専門学校 教育課程編成委員会 運営規約
社会福祉法人 元気村 関東福祉専門学校

第1条 (名称及び事務局)

関東福祉専門学校の教育課程の編成について検討を行うため、関東福祉専門学校教育課程編成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討及び全体調整を行うものとする。

- (1) 関東福祉専門学校の教育課程編成に関すること。
- (2) 教育課程編成に伴う指導体制及び教育環境の整備に関すること。

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

委員は、次に掲げる者のうちから学校長又はその学校の設置者の長が選任を行い、委嘱する。

- (1) 団体等の役職員
- (2) 有識者
- (3) 企業等の役職員
- (4) 学内責任者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を主催する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、関東福祉専門学校事務局において処理する。

付則

この規約は、平成30年 4月 1日より施行する。

令和 元年 8月23日より施行する。